

「貸金庫規定」新旧対照表

(アンダーラインは変更箇所)

変 更 後	変 更 前
<p>《省略》</p> <p>第3条（使用料）</p> <p>（1）貸金庫の使用料は、当金庫の定めるところに従い1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日、借主が指定した預金口座から当座勘定規定、普通預金規定にもとづく小切手の振出、普通預金通帳の提出並びに普通預金払戻請求書の発行などによらず当金庫所定の方法で引落しのうえ使用料に充当します。尚、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払ってください。<u>また、使用料に係る計算書の発行は原則として行いません。発行を希望されるお客様は、お取引店の窓口までお申し出ください。</u></p> <p>《省略》</p> <p>第11条（解約等）</p> <p>《省略》</p> <p>（2）次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があった時は、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されない時も同様とします。</p> <p>①借主が使用料を支払わない時 ②借主について相続の開始があった時 ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由又は格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた時 ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由がある時 ⑤カードの改ざん、不正使用その他相当の事由がある時 ⑥借主又は代理人がこの規定に違反した時</p> <p>（3）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に解約の通知をすることによりこの貸金庫契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ち</p>	<p>《省略》</p> <p>第3条（使用料）</p> <p>（2）貸金庫の使用料は、当金庫の定めるところに従い1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日、借主が指定した預金口座から当座勘定規定、普通預金規定にもとづく小切手の振出、普通預金通帳の提出並びに普通預金払戻請求書の発行などによらず当金庫所定の方法で引落しのうえ使用料に充当します。尚、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払ってください。《追加》</p> <p>《省略》</p> <p>第11条（解約等）</p> <p>《省略》</p> <p>（2）次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があった時は、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されない時も同様とします。</p> <p>①借主が使用料を支払わない時 ②借主について相続の開始があった時 ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由又は格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた時 ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由がある時 ⑤カードの改ざん、不正使用その他相当の事由がある時 ⑥借主又は代理人がこの規定に違反した時</p> <p>（3）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に解約の通知をすることによりこの貸金庫契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ち</p>

変 更 後	変 更 前
<p>に第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。</p> <p>①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p><u>F. その他前各号に準ずる関係</u></p> <p>③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p><u>D. 取引に関して、詐欺的手法を用いる行為</u></p> <p><u>E. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>F. その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>《省略》</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(2024.04)</u></p>	<p>に第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。</p> <p>①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p><u>《追加》</u></p> <p>③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p><u>《追加》</u></p> <p><u>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>E. その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>《省略》</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(2012.12)</u></p>